

景観形成重点地区の届出対象行為

届出を要する行為内容		届出を必要とする行為規模	
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る部分が下記のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが5mを超えるもの ・ 外観面積又は延べ面積の合計が10㎡を超えるもの 	
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・ 門	・ 高さが2mを超えるもの
		・ 塀、垣、さく、金網、擁壁、日よけテント及び藤棚その他これらに類するもの	・ 高さが1.5mを超えるものまたは、 ・ 長さが5mを超えるもの
		・ 煙突、高架水槽	・ 高さが4mを超えるものまたは、
		・ 装飾塔、電波塔その他これらに類するもの	・ 外観面積の合計が5㎡を超えるもの
		・ 立体駐車場	・ すべてのもの
		・ アスファルトプラント、コンクリートプラント及びクラッシャープラント	
		・ 石油、ガス、LPG、穀物又は飼料を貯蔵する施設	
		・ メリーゴーランド、観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの	
		・ 街灯及び照明灯、変圧器等の地上機器等	
		・ 彫刻及びモニュメント	
		・ その他市長が指定したもの (ア) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの (イ) エスカレーターで屋外に設けるもの (ウ) 風力発電設備	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	下記のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 行為にかかる土地の面積が1,000㎡以上 ・ 行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの 		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	その期間が30日を超えるもので、下記のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ その用に供される土地の面積が50㎡を超えるもの ・ 堆積の高さが1.5mを超えるもの 		

【届出を要しない行為】

次に掲げる行為に該当する場合は、届出は必要ありません。

※（ ）内の「法」は景観法を、「令」は景観法施行令を、「条例」は長崎市景観条例、「条例規則」は長崎市景観条例施行規則を表します。

- 通常の管理行為、軽微な行為その他の行為で下記の行為（法第 16 条第 7 項第 1 号）
 - ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等（令第 8 条第 1 号）
 - ・仮設の工作物の建設等（令第 8 条第 2 号）
 - ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（令第 8 条第 4 号イ）
 - ・農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、高さが 1.5m 以下の貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物等の建設等（令第 8 条第 4 号ハ(2)）
 - ・農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、幅員が 2 m 以下の用排水路又は農道若しくは林道の設置（令第 8 条第 4 号ハ(3)）

- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為（法第 16 条第 7 項第 2 号）

- その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為で下記の行為（法第 16 条第 7 項 11 号）
 - ・文化財保護法及び文化財保護法施行令に基づく許可、届出、協議に関わる行為
(令第 10 条第 3 号)
 - ・長崎市屋外広告物条例に基づく規定に適合する屋外広告物の表示又は設置
(令第 10 条第 4 号)
 - ・仮設の建築物の建築等で設置期間が 90 日（景観形成重点地区は、30 日）以内のもの
(条例第 14 条第 1 号)
 - ・長崎市文化財保護条例第 9 条による許可に係る行為（条例規則第 5 条第 2 項第 1 号）
 - ・長崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例第 2 条による許可に係る行為
(条例規則第 5 条第 2 項第 2 号)
 - ・長崎市伝統的建造物群保存地区条例第 5 条による許可に係る行為
(条例規則第 5 条第 2 項第 3 号)
 - ・長崎県文化財保護条例第 15 項第 1 項又は第 38 条第 1 項の規定による許可に係る行為
(条例規則第 5 条第 2 項第 4 号)
 - ・長崎県風致地区内における建築等の規制に関する条例第 2 条による許可に係る行為
(条例規則第 5 条第 2 項第 5 号)